

○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例一二・追加)

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(平二四条例一二九・全改)

(報酬)

第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(平二四条例一二・追加、平二八条例九・一部改正)

(費用弁償)

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(平二四条例一二・追加)

(支給方法)

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(平二四条例一二・追加)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭五七条例一二・一部改正、平二四条例一二・旧第二条繰下・一部改正)

附 則

— 略 —

別表第一(第二条関係)

(平二四条例一二九・追加、平二五条例四・平二五条例九・平二五条例一〇・平二五条例一八・平二五条例九五・平二五条例一〇二・平二五条例一〇七・平二五条例一一三・平二五条例一一八・平二六条例一八・平二六条例二一・平二六条例一二三・平二六条例一四六・平二六条例一七四・平二七条例八・平二七条例六八・平二七条例九九・平二七条例一〇〇・平二八条例三・平二八条例二七・平二八条例二九・平二八条例四七・平二八条例六九・平二八条例八五・平二九条例一六・平二九条例五三・平二九条例八五・平二九条例八九・平二九条例一〇三・平三〇条例六・平三〇条例二〇・平三〇条例三三・平三〇条例五七・一部改正)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
(略)	(略)
大阪府障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第八十九条第七項に規定する事項並びに同法第八十九条の三の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務
(略)	(略)

別表第二(第二条関係)

— 略 —